別紙様式１（公募実施要領）

令和５年度化学物質安全対策（フロン類及び指定製品の製造業者等に関する調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和５年２月３日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課オゾン層保護等推進室

経済産業省では、令和５年度化学物質安全対策（フロン類及び指定製品の製造業者等に関する調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

本事業は、モントリオール議定書キガリ改正による代替フロンの段階的削減や、2050 年カーボンニュートラルによるフロン類の排出削減を確実に実施するため、フロン排出抑制法に基づく指定製品制度をはじめとする上流対策の確実かつ発展的な実施を図ることにより、上市されるフロン類使用製品のノンフロン化・低ＧＷＰ化等を促進するために必要な調査・検討を行うとともに、業務用冷凍空調機器の使用時に多く漏えいするとされる冷媒フロン類について、その漏えい実態把握、機器使用時の漏えい対策強化等、上市後の機器に係る排出抑制対策について調査・検討を行う。

(2) 事業の具体的内容

1) フロン類及び指定製品の製造業者等に関する調査

①フロン排出抑制法指定製品制度の深掘り検討及び発展的運用のための周辺課題の整理・検討

指定製品の目標設定等にあたっては、a. 新たな技術開発・商品化の見通しがあることはもちろん、b. 安全性、c. 経済性、d. 性能に留意して判断（４つの条件）することとしているが、従来のような製品分類単位での括

り方では各条件を同時に満たすことができず、指定製品の新たな設定が困難になりつつある。

そのため、従来の機器分類にこだわらず、例えば、出力別や用途別等に応じてセグメントを分け、使用する冷媒種や新冷媒の開発状況と適用見通し、機器稼働時の漏えい実態などよりきめ細かく確認しながら、セグメントの実態に適した最大限の対応の方向性を検討する。

一方で、今後活用が見込まれるグリーン冷媒は、微燃性・可燃性などの性質があることから、ＮＥＤＯプロジェクト「省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業」において機器稼働時のリスクアセスメントを実施しているところであるが、安全を大前提にしたノンフロン化・低ＧＷＰ冷媒使用機器の普及のためには、設置環境の整備、設置時・メンテナンス時・稼働時・廃棄時等あらゆるフェーズにおけるリスクアセスメントと周辺環境の整備や幅広いステークホルダーによる運用面の取扱注意等、リスクに応じた安全対策が必要である。

また、令和４年度の調査では、家庭用エアコンディショナー等について、より一層の低 GWP 化を進めるために課題となり得る、新冷媒の開発状況及び安全性等の要素を調査し、検討すべき課題が見えてきたところ。

これらを踏まえ、令和５年度は、各種法令との関係整理、建物の構造を含めた機器設置環境、施工時・使用時・修理時・廃棄時の取扱い、表示、各段階の責任・補償関係、技術者の教育等の他、各関係者の理解促進等、業界横断的に連携すべき課題や制約を含めて整理し、販売から廃棄までに渡り安全性を担保した適切な取扱いが可能な管理スキームについて検討を行う。検討に当たっては、関係省庁、関係業界等に個別にヒアリングするか、必要に応じて一堂に会する検討会の設置により検討を行う。

②指定製品達成状況のフォローアップとプレチャージ調査

2023 年度（令和５年度）以降に目標年度を迎える以下の指定製品を中心に、対象となる製造・輸入業者の特定を進めるとともに、達成状況・達成見込みについて事前確認を行う。

- 店舗・オフィス用エアコンディショナー（床置型等除く、法定冷凍能力３トン以上のもの）
- 中央方式エアコンディショナーのうちターボ冷凍機を用いるもの
- ビル用マルチエアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く）
- 自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く）に搭載されるものに限る）
- コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット（圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く）

・硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器
・硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機
・非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液
・硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材

また、オゾン層保護法の割当制度（国内におけるフロン類使用量削減）では対象外の、海外でフロン類を機器に封入して輸入するプレチャージ輸入品（想定される製品：家庭用エアコン、業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器、自動車用エアコン）について、業界団体等を通じてモニタリングを行い、過去のプレチャージ輸入品の推移等について、オゾン層保護法の運用状況との整合性等の検証を行う。調査結果は産業構造審議会フロン類等対策 WG 用資料として整理する。

③冷媒需給状況の把握と冷媒不足への対応検討

冷媒需給状況の把握のため、冷媒の卸売末端価格等を継続的にモニタリングし、フロンメーカ、商社、充填回収業者等に対しヒアリング等行い、冷媒種毎・機器毎の需給逼迫状況の変化を迅速に把握できる体制の構築を図るとともに、当面の需給見通しを検討する。

また、市中にある高 GWP 機器への補充用冷媒の将来的な不足に対応するため、冷媒不足が生じる可能性があるユーザー業界に対する混乱回避に向けた対策と周知内容を検討する。具体的には、スーパーマーケット業界に対する効果的な周知を行うとともに、その他の業界への周知拡大を検討する。そのほか、再生冷媒の促進等の対応策について提案する。

④レトロフィットへの対応検討

既存の冷凍空調機器等に使われている冷媒をより低ＧＷＰの冷媒に入れ替えるレトロフィットの実施に当たっては、安全への十分な配慮が必要であることから、主に高圧ガス保安法の規制対象である冷凍設備へのレトロフィット実施に関する具体的な課題や対応策について検討され、ある程度の整理が進んできたところ。これまでの検討内容も踏まえ、フロン排出抑制法の観点からレトロフィット実施に当たり関係事業者等が対応すべき事項や課題を検討し、必要な規定の改正やガイドライン等の整備等の提言を行う。検討に当たっては、必要に応じて有識者による検討会を開催する。

2) 業務用冷凍空調機器等の使用時漏えいに関する対策検討

①使用時漏えい量等の推計

業務用冷凍空調機器の使用時のフロン類の漏えい実態把握は、漏えい防止の観点のみならず、温暖化物質の国内の排出インベントリの精緻化や、

将来的なフロン類の使用見通しの算出にも関わる重要かつ不可欠な情報である。

現在の使用時漏えい量の算出の考え方は平成 21 年に策定され、この算出の考え方や漏えい量が、これまで 10 年以上にわたり政策検討のベースとなってきたところであるが、平成 25 年及び令和元年のフロン法改正やこれらの施行に伴う新たな状況変化や知見等を鑑み、改めて見直しを検討する必要がある。このため、使用時漏えい係数について、平成 25 年改正によって新たに整備された一元的な「冷媒管理システム」（RaMS）の充塡回収データや、関係業界等の協力を得ながら推計したフロン類のマテリアルバランスデータ等をベースに検討を行っている。現行排出係数を見直すためには更なるデータ検証や有識者との議論が必要であることから令和５年度も継続する。

また、2050 年カーボンニュートラル等の目標達成に向けた政策効果の検証等を行うためのフロン排出量の推計モデルについて、2050 年までの新たな排出削減目標に基づく将来見通し、経済成長や需給変動等の外的要因の変化等が当該モデルに適切に反映され、より現実的なものに近づけるよう、有識者や関係業界へのヒアリング等も行いながら改良する。

②算定漏えい量報告の令和４年度分集計及び前年度分との比較分析

フロン排出抑制法に基づき事業者から報告される漏えい量データについて、令和４年度分の集計結果を取りまとめ、前年度分との比較分析を行う。

③ 漏えい防止技術

フロン類の使用量の削減に当たっては、業務用冷凍冷蔵機器の使用時漏えい防止と、これに伴う補充量の削減効果が大きいと考えられる。そのため、特に機器側の対策による使用時漏えいのより一層の防止を図るため、以下について、それぞれ業界団体等へのヒアリングや情報提供等の協力を得ながら課題の抽出や必要な対策検討等を行う。

・機器設置時：ろう付け技術の向上に資する技術者の育成・確保
・最新の知見に関する調査（新設・既設の機器に関する最新技術等）

また、業務用冷凍空調機器の使用時漏えいの対策の一つとして、IoT による冷媒漏えい検知機能が搭載された常時監視システムの普及が期待されているが、現状、市中の機器への導入・普及は進んでいない。そのため、常時監視システムの導入・普及に向けた課題整理と方策検討の上、具体的な提案を行う。

常時監視システムの定期点検への適用及び普及に向けた課題やユーザーメリットについて、これまで経済産業省において検討した内容を踏まえ、

定期点検の見直しの是非や、業界標準等を組み合わせた普及方策の在り方について検討を行う。

(3) 検討会の設置について

1) 主に１．(2) 1) ①、③、④及び 2)①の検討を行うために「検討会」（以下「本検討会」という。）を組織するとともに、年３回程度開催する本検討会運営の事務局を行うこと。

2) 本検討会は、有識者、専門家、関係業界団体、行政機関等で構成し、５～１０名程度を想定。但し、議題に応じて、必要な者を本検討会に出席させること、検討会を分割することや下位にサブ検討会を設置することを妨げない。なお、本検討会に係る謝金及び旅費等については本事業費より支出することとする。

3) 本検討会委員の選定に当たっては、経済産業省と協議し、決定すること。

4) 本事業は、本検討会を中心に、業務用冷凍空調機器等の指定製品関係業界などと連携し、実施すること。

5) 当該事業の進捗情報等を経済産業省と共有するため、月１回以上の定例会議を実施すること。また、必要に応じて当該事業以外で実施されている検討会への報告対応を実施すること。

6) 必要に応じて、web 会議等の非参集型で会議を実施すること。

(4) 事業期間

契約締結日から令和６年３月１５日まで（予定）

(5) 事業実施条件

以下の全てを満たすこと。

◯ オゾン層保護法及びフロン排出抑制法の上中流対策（フロン類使用合理化対策、グリーン冷媒・機器開発及び指定製品制度、使用時漏えい対策）の制度内容（関連法規や業界規格等を含む）や制度策定経緯（フロン類の流通・使用実態、フロン類使用量・排出量の算出方法や削減目標設定の考え方　等)、地球温暖化対策を巡る国内外の政策動向を詳細に理解しており、そのスキームを活用した事業の具体的な設計を行うことができること。

◯ 指定製品の深掘り検討や使用時漏えい量把握方法の見直し等の業務について、膨大な情報・データを入手し、これまでのルーティンではない多角的な分析を行うなどの業務について、円滑に行える事業実施体

制を迅速に立ち上げることができること。また、それらの業務を遂行する実施計画の立案及び具体的な実施方法の提案ができること。

○ 当該実施計画を遂行するために必要な要員及び協力企業(再委託先、外注先等)を確保できること。

２．説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和５年２月７日（水）１２時００分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和５年２月８日（水）１１時００分

３．参加資格

・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を

一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室　富田、池田宛て

TEL　０３－３５０１－４７２４

E-mail　bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

〇令和５年２月２４日（金）１２：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

（別　添１）

（様　式）

年　　月　　日

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

E-mail：

担当者名：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						
再委託先	F						

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

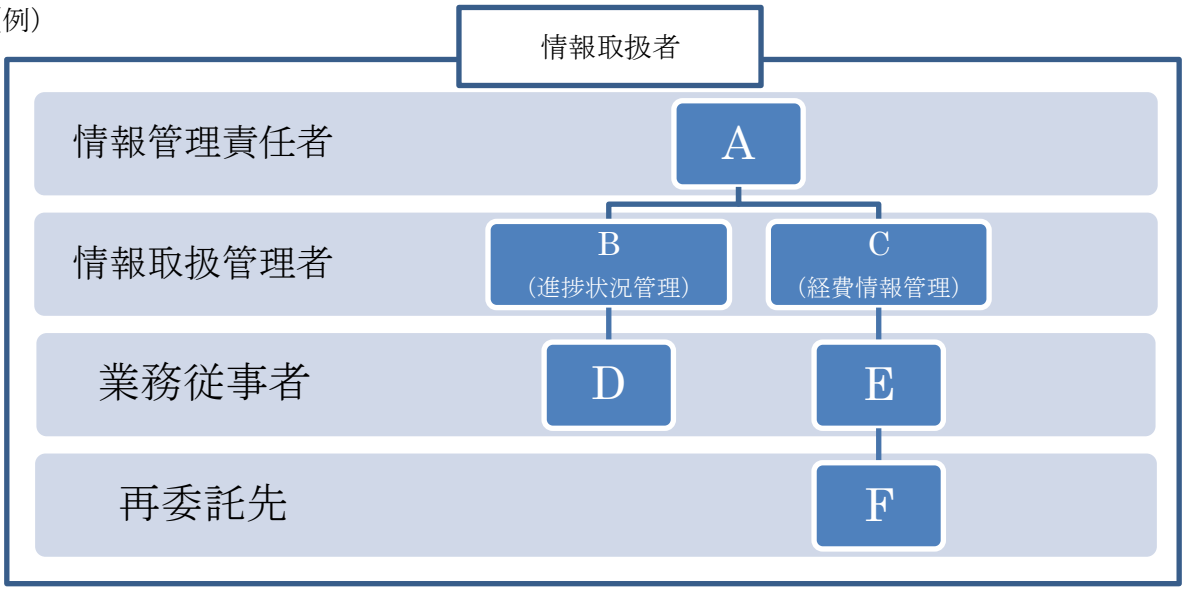

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。